

令和 8 年 5 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）
開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 0 時 3 0 分
- 2 開催場所 新館特別会議室
- 3 会議次第
○ 4 月定例会議事録承認、5 月臨時会議事録承認
○ 教育長報告
○ 議案第 2 9 号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
○ 議案第 3 0 号 大津市通学区域審議会委員の委嘱及び任命について
○ 議案第 3 1 号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
○ 議案第 3 2 号 大津市職員分限懲戒審査委員会への諮問について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
宿谷教育部長、上杉教育部次長、白井教育総務課長、二ノ宮同課参事、瀬戸同課長補佐、藤井同課企画総務係長、市川同課主任、藤橋教職員室長、南出学校教育課長、清村同課参事、谷同課長補佐、菅沼同課主査、福田児童生徒支援課長、浜本学校給食課長、南井生涯学習課長、北野同課長補佐
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0 人 (2) 市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が5月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て非公開

4月定例会議事録承認 承認

5月臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第29号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

【説明】

○南井生涯学習課長 本議案は、社会教育に関する諸計画の立案や助言を行う社会教育委員のうち3人から辞任届が提出されたため、当該委員を解嘱し、後任となる委員の委嘱を行うものである。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間である令和8年7月6日までとする。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第30号 大津市通学区域審議会委員の委嘱及び任命について

【説明】

○南出学校教育課長 大津市通学区域審議会委員については、市立学校の通学区域の適正化を図るために必要な事項を調査審議する附属機関の委員である。委員の任期が令和8年6月1日で満了するため、委員10名について、資料のとおり委嘱及び任命を行うものである。新たな委員の任期は、審議会規則第3条第2項に基づき、令和8年6月2日から令和10年6月1日までとなる。

【質疑】

○田村委員 幼稚園の通学区域についても同審議会で諮ることになるのか。

○南出学校教育課長 そのとおりである。

○田村委員 現在、市立幼稚園の再編について検討委員会で検討が進められているが、再編が具体化する際には、通学区域についても影響があると思われるので、適切に情報を共有し、就学前の教育をどうしていくのかという点も含めて検討いただきたい。

【採決】 可決

○議案第31号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○鈴木幼保支援課長補佐 本議案について、当初は令和8年2月市議会通常議会への議案上程に向け準備を進めていたところ、保育料に係る国からの正式な通知が届かなかったことから上程を見送ったものであり、今般、国から当該通知が届いたため、あらためて令和8年6月通常会議に議案上程するべく、教育委員会からの意見聴取を行うものである。

条例改正の趣旨について、令和8年4月1日付けで子ども・子育て支援法が改正され、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園事業」が、新たに乳児等のための支援給付として位置付けられた。

本市においても、長等、膳所、瀬田の市立幼稚園3園において、こども誰でも通園事業を実施予定であり、今回の条例改正は当該事業の保育料について規定するものである。

また、こども誰でも通園事業に合わせて、一般型一時預かり事業も当該3園で実施することとし、その保育料についても規定するものである。

こども誰でも通園事業の内容について、実施回数は週に2回、時間は午前9時30分から午後0時30分までの3時間の実施を予定している。対象年齢は1歳児、満3歳の誕生日の前々日までの2歳児とし、受入れ定員は1園あたり5人、保護者から徴収する利用料は国が定める基準と同じ1時間あたり300円と考えている。この事業にあたる職員は国の基準どおり2名の配置とし、現行の子育て支援指導員に加えて新たに1名を雇用し対応する予定をしている。

次に、一般型一時預かり事業について、こども誰でも通園事業では、満3歳の誕生日の前々日までの2歳児が対象となり、3歳の誕生日の前々日からの子どもが対象にならないということで、当該児への対応も国から求められていることから、市立幼稚園においては、3歳以上及びこども誰でも通園事業の給付範囲である月10時間を超えた子どもを預かる事業として実施することとした。事業の内容については、週1回の実施という以外はこども誰でも通園事業とほぼ同様である。

なお、事業の開始は、6月通常会議で議決後、面接等の準備を進め、9月からの受入れを想定している。

【質 疑】

- 田村委員 受入れを開始する3園について、3園に絞った理由を伺いたい。
- 鈴木幼保支援課長補佐 事前に実施した保護者アンケートでの量の見込み、民間園の実施状況及び駐車場の有無などの条件を踏まえ、選定した。
- 田村委員 利用する保護者に居住地の要件はなく、どこの園でも利用可能なのか。
- 鈴木幼保支援課長補佐 そのとおりである。
- 周防委員 1日あたりの利用園児は何名ぐらいを想定されているか。
- 鈴木幼保支援課長補佐 1園につき5名程度を想定している。
- 周防委員 保護者アンケートにて約8割の保護者が利用を希望すると回答されていることを思うと少ないと感じる。1園に対し5名以上の利用希望があった場合に、どのように公平性を保つのか。
- 鈴木幼保支援課長補佐 利用希望の保護者から申請があった後、面接を行い、利用希望児童を3園にあてはめる想定をしている。
- 周防委員 子育て等に困っている保護者からの利用希望があった場合、面接だけで利用を決められると保護者にとっては厳しい状況になることもありうる。保護者がなぜ利用を希望するのか、園の定員や人員だけの基準だけではなく個々の理由にも配慮してもらいたい。
- 関委員 市立幼稚園再編等検討委員会が示す再編の候補に長等幼稚園が挙がっていたように思うが、一方でこども誰でも通園事業におけるアンケートにおいては、長等幼稚園に通園ニーズがあったということであり、同園の今後についてどのように捉えたらよいか。
- 鈴木幼保支援課長補佐 再編に関する検討とこども誰でも通園事業の実施は切り分けて考えている。こども誰でも通園事業については3園の利用状況を見ながら対象園の拡大等について今後検討していきたい。
- 大西委員 あらためて本事業の今後の展望について伺いたい。
- 鈴木幼保支援課長補佐 3園での実績を踏まえ、今後についても検討していきたい。
- 大西委員 他の委員からもあったように、利用頻度、時間、条件等も含めて検討いただきたい。

【採 決】 可決

○議案第 3 2 号 大津市職員分限懲戒審査委員会への諮問について

【説 明】

○白井教育総務課長 本議案は、大津市職員分限懲戒審査委員会条例第 2 条の規定に基づき、教育委員会に所属する職員の行為について同委員会に諮問するものである。

【質 疑】 （非公開）

【採 決】 可決

閉会 教育長が 5 月定例会の閉会を宣言